奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 奈良県条例第十二号

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

のように改正する。 奈良県立高等学校等設置条例 (昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号) の一部を次

前に次のように加える。 第三条の表奈良県立奈良朱雀高等学校の項を削り、 同表奈良県立奈良高等学校の項の

奈良県立奈良商工高等学校	奈良市
奈良県立国際高等学校	奈良市

り、 第三条の表奈良県立西の京高等学校の 同表奈良県立山辺高等学校の項の次に次のように加える。 項から奈良県立登美ケ丘高等学校の項までを削

奈良県立高円芸術高等学校	
奈良市	

項の前に次のように加える。 第三条の表奈良県立奈良情報商業高等学校の項を削 り、 同表奈良県立桜井高等学校の

多月以乙內美古鲁兰木	宗·[文] 表 近 的 笑 高 等学 关 交
村尹下	计十次

同表奈良県立西和清陵高等学校の項の前に次のように加える。 第三条の表奈良県立大宇陀高等学校の項及び奈良県立榛生昇陽高等学校の項を削り、

奈良県立宇陀高等学校	
宇陀市	

第三条の表奈良県立大淀高等学校の項及び奈良県立吉野高等学校の項を削り、 同表奈

良県立十津川高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立奈良南高等学校

吉野郡吉野町、吉野郡大淀町

## 附 則

当該各号に定める日から施行する。  $\mathcal{O}$ 条例は、 平成三十二年四月一 日から施行する。 ただし、 次 の各号に掲げる規定は、

第三条の表の改正規定 (同表奈良県立奈良高等学校  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 前 12 次  $\mathcal{O}$ ように 加える

改正規定中 奈良県立奈良商工高等学校 奈良市

を加える部分、 同表奈良県立 Щ 辺高等学校 の項 の次に次  $\mathcal{O}$ ように加

える部 四月一日 良県立十津 分、 川高等学校の 同表奈良県立桜井高等学校 項の 前に次のように  $\mathcal{O}$ 項 の前に次のように加える部分及び同表奈 加える部分に限る。  $\smile$ 平成三十三年

- 美ケ丘高等学校の ように加える部分に限る。 第三条の 表  $\mathcal{O}$ 改正規定 項を削る部分及び同表奈良県立西和清陵高等学校の項の前に次 (同表奈良県立平城高等学校  $\smile$ 平成三十四年四月一日 の項を削る部 分、 奈良県立登  $\mathcal{O}$
- 部分、 項を削る部分及び奈良県立吉野高等学校の項を削る部分に限る。 県立高円高等学校の項を削る部分、 四月一日 第三条の表の改正 同表奈良県立大宇陀高等学校の項を削る部分、 規定 (同表奈良県立西 同表奈良県立奈良情報商業高等学校の項を削る の京高等学校 同表奈良県立大淀高等学校の  $\mathcal{O}$ 項を削る部 分、 平成三十五年 同表奈良
- 兀 奈良県立榛生昇陽高等学校の項を削る部分に限る。 第三条の表の改正規定 (同表奈良県立奈良朱雀高等学校の項を削 平成三十六年四月 る部分及び 同 表